

CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office
Kawaramachi Sanjo Agaru
Nakagyo-ku, KYOTO,
604-8006 JAPAN
TEL: +81-75-211-3025
FAX: +81-75-211-3041

カトリック京都司教区
〒604-8006
京都市中京区河原町三条上ル
TEL:(075)211-3025
FAX:(075)211-3041
e-mail:curia@kyoto.catholic.jp

Kyo. Prot. N. 44/2020

2020年4月16日

京都司教区の皆様

カトリック京都司教区
司教 パウロ 大塚喜直

新型コロナウイルス感染症について ミサ等の休止および今後の措置（その4） 4月20日以降の対応について

日本政府の4月8日の「緊急事態宣言」の発表を受け、京都司教区(京都府、奈良県、滋賀県、三重県)は対象地域とはされていませんが、対象地域(大阪府)、また感染が拡大している地域と隣接していますので、さらなる新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるために、4月20日(月曜日)以降の対応を、以下の通りお知らせいたします。

1. 主日のミサ参加義務の免除

4月20日(月)以降も、当面の間、京都教区のすべての信徒に、主日のミサに参加する義務を免除します。

2. ミサ等休止の継続

4月20日(月)以降も、当面の間、不特定多数が参加する公開のミサ、集会、講座を、原則休止とします。 ミサの様子は、東京司教区のライブ配信等で見ることができます。<https://tokyo.catholic.jp/>

3. 葬儀、結婚式

葬儀は、担当司祭・関係者と十分な感染防止対策について相談の上、20人以内の小規模で行うことができます。①常時換気を行い、②会衆の間隔を2メートル取り、③飛沫感染を防ぐため近距離での歌唱、会話をしないことに注意し、葬儀のみを行ってください(通夜は行わない)。

当面の間は、「みことばの祭儀」の形式で行ってください。

結婚式についても、20人以内の小規模で行うか、支障がなければ延期してください。

4. 聖堂の開放について

京都司教区では、原則、聖堂を開放することを自粛してください。理由は、聖堂を開放することで不特定多数の人が出入りし、ドアノブ、机、いすを日に何度も消毒する必要があり、その作業を司祭や信徒が来て行うことは、感染のリスクを伴うからです。

5. 今後の措置について

- 1) 日本政府の「緊急事態宣言」が解除された後の感染状況を見て、措置内容に変更がある場合は改めてお知らせします。
- 2) ミサ等集会を再開する場合の判断基準は、各ブロックの担当する地域(県、あるいは市町村)および隣接する地域において、過去2週間、感染者が確認されていないことを条件とします。感染者数が、継続して確認されている地域のブロックでは、ミサ(集会祭儀)・集会・講座など、不特定多数の人々が集まる集会を再開することはできません。

京都教区が、教会でのミサ等の集会を自粛する目的は、『すべてのいのちを守るため』、先ずは皆さんのいのちを守るため、そして各自が意識しないまま感染源となり、他の方を危険にさらす可能性を避けるためです。感染を広げないため、隣人への愛の行いと祈りを捧げましょう。

今、教会共同体は、復活された主イエスへの信仰を新たにする復活節を過ごしています。どのような状況にあっても、すでに復活してわたしたちとともに歩んでおられる主イエスへの信頼のうちに、一日も早くこの感染症が収まり、世界に平穏な日々が与えられるようにともに祈りましょう。

以上。